

・第3編

震災対策編

◆第1章 災害予防計画

〈震災対策編の使用方法〉

風水害は、集中豪雨や台風の襲来等が要因となって、洪水・地すべり・土石流・がけ崩れ等の災害が発生するが、震災は突発的な地盤の振動によって、風水害と同様の様々な災害が発生する。したがって、要因は異なっても、災害対策面から見る災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興のそれぞれの段階で取り組むべき施策内容は、風水害と震災では総体的に同様である。

そこで、本編では各節ごとの施策内容等については省略した。

ただし、発災時の利用に供するため、風水害対策編と震災対策編を比較して、震災対策独特の施策内容の節のみ、本編に登載した。

なお、省略した震災対策の節については、風水害対策編中の表記、例えば、「風水害」を「地震」及び「震災」に、「風水害に対する安全性」を「耐震性」などに読み替えて使用する。

第1節 地震に強いまちづくり

〔全 課〕

町は、町内における構造物・施設等について、防災基本計画の基本的考え方を踏まえ、耐震性の確保を図るとともに、地域の特性に配慮しつつ、地震防災緊急事業五箇年計画及び「軽井沢町耐震改修促進計画」等を基に、建築物の安全性、ライフライン施設等の機能の確保等、地震に強いまちづくりを行う。

また、地震防災施設の整備に当たっては、大規模地震も考慮し、効果的かつ重点的な予防対策の推進を図るとともに、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策の実施に配慮する。

1 地震に強い郷土づくり

- (1) 総合的・広域的な計画の作成に際しては、地震災害から郷土及び住民の生命、身体、財産を保護することを十分配慮する。
- (2) 基幹的な交通・通信施設等の整備については、各施設等の耐震設計やネットワークの充実等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努める。
- (3) 崖崩れ防止などによる土砂災害対策の推進及び森林などの郷土保全機能の維持推進を図るとともに、住宅、学校や病院等の公共施設等の構造物、施設等の耐震性に十分配慮する。
- (4) 地震防災戦略が対象とする大規模地震以外の地震についても、地域の特性を踏まえた被害想定を実施し、それに基づく減災目標を策定し、関係機関・住民等と一体となった、効果的・効率的な地震対策の推進に努める。
- (5) 老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

2 地震に強いまちづくり

- (1) 地震に強い町構造の形成
 - ア 幹線道路、河川など骨格的な基盤整備及び建築物や公共施設の耐震、不燃化等により、地震に強い町構造の形成を図る。
 - イ 不特定多数の者が利用する施設等における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備を強化する。
- (2) 建築物等の安全化
 - ア 「軽井沢町耐震改修促進計画」に定める数値目標にしたがって、不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者利用施設等について、耐震性の確保を促進する。
 - イ 「軽井沢町耐震改修促進計画」に定める数値目標にしたがって、住宅をはじめとする建

建築物の耐震性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努める。

ウ 既存建築物の耐震診断・耐震補強等を促進する施策を積極的に実施する。

エ 建築物における天井材等の非構造部材の脱落防止対策、ブロック塀及び家具の転倒防止対策、エレベーターにおけるとじ込め防止策を図る。

(3) ライフライン施設等の機能の確保

ア 上下水道等の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設へのライフラインの重点的な耐震化を進める。

イ 関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備を図る。

ウ コンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講ずるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取り組みを促進するものとする。

(4) 地質、地盤の安全確保

ア 施設の設置に当たっては、崩落、軟弱、液状化等による災害の発生を防止する対策を適切に実施するほか、大規模開発に当たって十分な連絡・調整を図る。

イ 個人住宅等の小規模建築物についても、地質・地盤に対応した基礎構造等についての普及を図る。

(5) 危険物施設等の安全確保

危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設やボイラー施設等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的实施等を促進する。

(6) 災害応急対策等への備え

ア 被災時の対応を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員、住民個々の防災力の向上を図り、人的ネットワークの構築を図る。

イ 指定緊急避難場所、指定避難所及び備蓄体制など、防災に関する諸活動の推進にあたり、公共用地等の活用を図る。

ウ 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努めるものとする。

エ 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理、輸送等）について、あらかじめ協定を締結し、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用を努めるものとする。

各 節 の 使 用 方 法		
<p>「第2編 風水害対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「風水害」を「地震」及び「震災」に ● 「風水害に対する安全性」を「耐震性」に 		
節	節 名	風水害対策編参照ページ
第2節	情報の収集・連絡体制計画	153
第3節	活動体制計画	154
第4節	広域相互応援計画	156
第5節	救助・救急・医療計画	160
第6節	消防活動計画	162
第7節	水防活動計画	164
第8節	要配慮者支援計画	166
第9節	観光客及び外国人住民等対策計画	194
第10節	緊急輸送計画	196
第11節	避難の受入れ活動計画	198
第12節	孤立防止対策	205
第13節	食料品等の備蓄・調達計画	207
第14節	給水計画	209
第15節	生活必需品の備蓄・調達計画	233
第16節	危険物施設等災害予防計画	234
第17節	ライフライン施設災害予防計画	235
第18節	災害広報計画	238
第19節	土砂災害等の災害予防計画	239

第20節 建築物災害予防計画

〔総務課・地域整備課・消防課・生涯学習課〕

町は、地震による建築物の被害を最小限に抑え、住民の生命、財産等を保護するため、「軽井沢町耐震改修促進計画」に基づき、建築物の耐震性を確保し、安全性の向上を図る。

1 公共建築物

公共建築物の中には災害発生時に拠点となる建築物も多く、また、要配慮者が利用する建築物も多いことから特に耐震性が要求される。これらの中には昭和56年以前に建築された建築物もあり、今後、計画的に耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行う。

(1) 耐震化を推進するための整備プログラムの策定

施設の耐震性能及び老朽度を勘案し、建替えの可能性も視野に入れながら優先度の高いものから順次耐震改修を行い、町有施設の耐震化の迅速かつ効率的な推進に努める。

(2) 耐震診断結果の公表等

耐震化の状況を、町のホームページ等で公表する。

(3) 防火管理者の設置

佐久広域連合消防本部の指導により、建築物で消防法第8条の規定により定められた防火対象物については、防火管理者を設置し、火災に備える。

2 一般建築物

町は、「軽井沢町耐震改修促進計画」に基づき、住宅等の耐震化を推進する。

(1) 耐震診断・耐震改修の促進

町内全域を対象地区とし、耐震診断・耐震改修の促進を図る。

(2) 地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減対策

地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害を軽減するため、がけ地近接等危険住宅移転事業及び住宅地盤整備特定治水施設等整備事業等を活用し、耐震化を推進する。

(3) 補助事業等の実施（住宅に関する支援）

町は、県と連携し、昭和56年以前の住宅及び避難施設となる建築物について、耐震診断及び耐震改修の支援を行うとともに、住民に対し周知を図る。

(4) 住民への周知等

ア 全世帯を対象にした啓発パンフレットの配布や広報紙の活用により、住民に対し、耐震化の必要性について周知を図るとともに、安心して耐震改修を行うことができるようになるための環境整備に努める。

イ 町に「耐震改修相談窓口」を設置し、住宅等の所有者に対し、耐震診断及び耐震改修に関する相談や耐震改修工法・専門家・標準契約書の紹介等の情報提供を行う。

(5) 地震保険や耐震改修促進税制等の活用

地震保険は地震等による被害者の生活の安定に寄与することを目的とした制度であり、また、耐震改修促進税制等は、個人が一定の区域内において住宅の耐震改修を行う際の有効な手段となることから、町は、住民に対しこれらの制度の普及・促進に努める。

3 落下物・ブロック塀等

建築物の外壁タイル、窓ガラス等の落下、ブロック塀等屋外構造物の倒壊及び広告看板や自動販売機等の屋外設置物の落下・転倒に伴う人的、物的被害を防止するため、屋外構造物及び屋外設置物による被害の安全対策について、普及・啓発活動を図るため広報活動を行う。

〔住 民〕

- (1) 外壁タイル及びブロック塀等の状態を点検し、必要に応じて修繕、補強等を行う。
- (2) 地域における屋外構造物及び屋外設置物の状態をあらかじめ把握し、被害の防止対策について検討を行うとともに対策を講じる。

4 文化財

文化財は、文化財保護法又は文化財保護条例等により、その重要なものを指定し保護することになっている。これらは貴重な国民的財産であり、正しく次世代に継承していくことが必要である。

指定文化財については、震災等の災害対策とともに防火対策に重点を置き、それぞれの文化財の性質・形状及びその環境に応じて保全を図り、あわせて見学者の生命・身体の安全にも十分配慮する。

各種文化財の防災を中心とした保護対策は、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。

- (1) 所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行う。
- (2) 防災施設の設置促進とそれに対する助成を行う。

各 節 の 使 用 方 法		
「第2編 風水害対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。		
<ul style="list-style-type: none"> ● 「風水害」を「地震」及び「震災」に ● 「風水害に対する安全性」を「耐震性」に 		
節	節 名	風水害対策編参照ページ
第21節	ため池災害予防計画	244

第22節 農林産物災害予防計画

〔観光経済課〕

地震による農林産物関係の被害は、生産施設の損壊や立木の倒壊、農林産物集出荷貯蔵・処理加工施設等の損壊が予想されるとともに、施設被害に伴い、農林産物の減収や家畜の死亡被害なども予想される。町は、予防技術対策の充実、森林の整備、生産・流通・加工施設の安全性の確保等を推進するとともに、佐久農業改良普及センター、佐久浅間農業協同組合等と連携し、農業団体、農業者等に対し、予防技術の周知徹底を図る。

1 農産物災害予防計画

佐久農業改良普及センター、佐久浅間農業協同組合等と連携し、農業者等に対し、予防技術対策の周知徹底を図る。

〔住民・関係機関〕

生産施設等における補強工事を実施し、施設の安全性を確保するとともに、新たな施設の設置に当たっては、被害を最小限度にするための安全対策に努める。

2 林産物災害予防計画

- (1) 軽井沢町森林整備計画に基づき、健全な森林づくりを推進するとともに、県と連携をとって、林産物生産、流通、加工現場において安全パトロールを実施する。
- (2) 軽井沢町森林整備計画に基づく適正な森林施業の実施により、森林の防災機能の維持向上を推進する。また、治山施設の整備、適正な流水路の整備・確保により、林産物、土石等の流出防止に努める。

第23節 積雪期の地震災害予防計画

〔地域整備課〕

積雪期の地震は、他の季節の地震に比較して、より大きな被害を及ぼすことが予想されるため、町、県及び防災関係機関は、除雪体制の強化等、総合的な雪に強いまちづくりを推進するものとし、積雪期の地震被害の軽減を図る。

また、地域の特性に配慮しつつ、積雪期の地震に強い町づくりを行う。

1 雪対策の推進

積雪期の地震の災害予防対策は、除排雪体制の整備等の雪害予防対策の推進により確立されるものである。

このため、第5編第1章「雪害対策」に基づき、関係機関と連携して、雪対策を推進する。

2 道路交通の確保

- (1) 町は、それぞれの計画の定めるところにより除雪体制を整備し、地震時には、道路交通を緊急に確保し、道路機能の確保を図る。
- (2) 町は、住民に対して、住宅周辺等の自主的な除雪について呼びかける。

〔住 民〕

地震時には通常の除雪を実施することが困難となることが想定されるため、住宅の近く等については自力除雪あるいは圧雪による避難路の確保に努める。

3 消防活動の確保

積雪時に地震火災が発生すると、積雪によって消防活動が制約されやすい状態になることが予想される。

このため、消防機関は消防水利の確保と消防施設・設備の充実を図り、積雪時の地震火災時における消防活動の確保に努める。

4 スキー客等に対する対策

多数のスキー客が集中するスキー場で大規模な地震が発生した場合、リフト施設、ロッジ等の損壊や雪崩の発生等により多数のスキー客の被災が懸念される。

町は、スキー場利用客の避難・救助・孤立などの対策について検討する。

また、スキー場事業者は、スキー客に対する食料・燃料・医療などの孤立対策計画を定める。

第24節 二次災害の予防計画

〔総務課・地域整備課・消防課〕

地震発生時に被害を最小限に抑えるためには、その後の余震、火災、降水等により発生が予想される二次災害を防止することが重要である。町は、有効な二次災害防止活動を行うため、日ごろから必要な対策及び活動を行う。

1 建築物、構造物に係る二次災害予防対策

(1) 建築物関係

災害時において、被災建築物の余震等による倒壊等の危険から住民を守り、二次災害を防止するため、県が認定した応急危険度判定士を受け入れる体制を整備する。

(2) 道路・橋梁関係

地震発生後の余震等による道路・橋梁等の被害を防ぐため、あらかじめ点検すべき箇所を把握しておくとともに、施設の点検作業が速やかに実施できる体制を整備する。

2 危険物施設等に係る二次災害予防対策

(1) 危険物関係

消防法に定める危険物施設における地震発生時の二次災害の発生及び拡大を防止するため、施設・設備の耐震性の確保、緩衝地帯の整備、防災応急対策用資機材の備蓄等を推進するとともに、保安体制の強化も必要である。

ア 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対する保安教育の実施

イ 立入検査の実施等指導の強化

ウ 防災応急対策用資機材等の整備についての指導

エ 自衛消防組織の強化についての指導

オ 近隣の危険物取扱事業所との協定の締結の促進等の指導

(2) その他

火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、毒物・劇物保管貯蔵施設等の二次災害予防については、佐久広域連合消防本部と協力して、関係機関、住民等に対して指導徹底する。

〔危険物取扱事業所〕

(1) 危険物取扱事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等の研修会等への積極的参加

(2) 危険物施設の耐震性の向上

(3) 防災応急対策用資機材等の整備

(4) 自衛消防組織の強化促進

(5) 近隣の危険物取扱事業所との相互応援体制の促進

3 河川施設の二次災害予防対策

地震により河川の堤防護岸等に衝撃が加わった後に、余震、降水等が加わった場合、河川施設等に二次的な災害が発生する可能性があるため、現在工事中の箇所及び危険箇所等を把握するとともに、今後、更に河川施設の整備（耐震性の向上等）を進めていく必要がある。

4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害予防対策

災害時において、地盤の緩みによる山腹・斜面の崩壊、土石流の発生などの危険性があり、二次災害予防のため、それら災害が発生する危険がある箇所（土砂災害危険箇所）をあらかじめ把握しておくとともに、緊急に点検実施できるよう体制を整えておく。また、同時に、情報収集・警戒避難体制の整備も図る。

各 節 の 使 用 方 法		
「第2編 風水害対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。 <ul style="list-style-type: none"> ● 「風水害」を「地震」及び「震災」に ● 「風水害に対する安全性」を「耐震性」に 		
節	節 名	風水害対策編参照ページ
第25節	防災知識普及計画	274
第26節	防災訓練計画	278
第27節	災害復旧・復興への備え	281
第28節	自主防災組織等の育成に関する計画	282
第29節	企業防災に関する計画	283
第30節	ボランティア活動の環境整備	285

第31節 震災対策に関する調査研究及び観測

〔全 課〕

地震による災害は、その災害事象が広範かつ複雑であることから、町は関係機関の協力を得て、震災対策の推進のため、様々な分野からの調査研究や観測の実施に努める。

1 地震に関する情報の収集

県による地震計が役場内に設置され、庁内で地震規模が掌握できるようになっている。

町は、国、県が行う地質の調査、活断層の調査研究、観測施設の設置等に積極的に協力し、町内の地震に関する情報の収集・整理等を推進し、データの累積に努める。

各 節 の 使 用 方 法		
「第2編 風水害対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。		
<ul style="list-style-type: none"> ● 「風水害」を「地震」及び「震災」に ● 「風水害に対する安全性」を「耐震性」に 		
節	節 名	風水害対策編参照ページ
第32節	住民による地区内の防災活動の推進	288

第**2**章

災害応急対策計画

第1節 非常参集職員の活動

〔全 部〕

町内に地震が発生した場合、町は、災害応急対策を迅速かつ強力に推進するため、法令及び防災に関する計画の定めるところによってその活動体制に万全を期すとともに、防災関係機関の協力を得て災害応急対策活動を実施する。

具体的な計画については、第2編第2章第1節「非常参集職員の活動」に準ずる。ただし、動員配備体制等については、次により行う。

1 動員配備基準

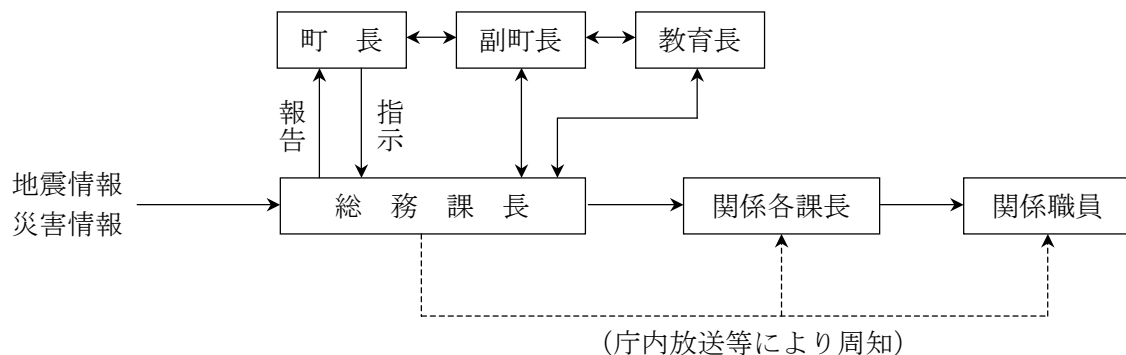
第 1 配 備 (警戒配備)	配備基準	1 町内に震度4の地震が発生したとき。 2 その他、町長が必要と認めたとき。		
	配備内容	<ul style="list-style-type: none"> ・地震による被害情報の収集、連絡活動を主体に活動を行う。なお、被害状況に応じて、被害の拡大防止対応を実施する。 ・消防署員以外の配備職員は、軽井沢町役場への参集を基本とするが、被害状況により、待機に切り替える。この場合、待機であっても速やかな参集に備えて連絡のとれる体制とする。 ・被害状況に応じて、第2配備（非常配備）に移行し得る体制で臨むものとする 		
	人員基準	配備職員	担当課	主に担当する職員
			総合政策課	秘書係長
			総務課	行政総務係長・防災係長
			住民課	住民係長
			観光経済課	農林振興係長
			地域整備課	道路河川係長・道路補修係長
			上下水道課	水道施設係長・下水道施設係長
		消防署	当直者対応	
		その他	<ul style="list-style-type: none"> ・対応状況に応じて、担当課長の判断により、指名された職員で対応する。 ・担当課における他の職員においては、勤務時間内は職場待機、勤務時間外は待機とし、参集・活動に備えて連絡のとれる状態とする。 ・担当課以外の職員で、応急対応上必要な職員については、所属課長等の了解を得て、参集とする。 	

第2 （非常 配備） 配備	配備基準	1 町内に震度5弱又は5強の地震が発生したとき。 2 その他、町長が必要と認めたとき。	
	配備内容	情報収集・連絡活動のほか、町内の施設、危険箇所等の点検・パトロールなど、局地的な災害に対しては即座に対応できる体制とし、状況に応じて災害対策本部を設置し得る体制とする。	
	人員基準	担当課	各課
		配備職員	1 課長、課長補佐、係長及びその他担当課長の判断による関係職員 2 町各施設職員（施設の必要に応じて各施設に参集）
災害 対策 本部	配備基準	1 町内に震度6弱以上の地震が発生したとき。 2 その他、町長が必要と認めたとき。	
	配備内容	町の全機能をもって当たる体制とし、状況に応じた災害応急活動ができる体制とする。	
	人員基準	1 全職員 2 町各施設職員（各施設に参集）	

2 動員配備指令の伝達

(1) 勤務時間内

- ア 総務課長は、地震情報、災害情報等を入手したときは、直ちに町長、副町長及び教育長に報告をし、その指示により、関係各課長（課長とは、課長、事務局長、事務長をいう。）に動員配備指令を伝達する。また、庁内放送等により、その旨を職員に周知する。
- イ 関係各課長は、総務課長から動員配備指令を受けたときは、配備すべき職員に対し、動員配備指令を伝達する。



(2) 勤務時間外

- ア 当直者は、地震情報、災害情報等を入手したときは、直ちに総務課長に報告をする。
- イ 当直者から報告を受けた総務課長は、町長、副町長及び教育長に報告をし、その指示により、第1配備又は第2配備の場合は関係各課長に、災害対策本部を設置する場合は全ての課長に動員配備指令を伝達する。

なお、災害対策本部を設置する場合には、防災行政無線、メール配信サービス、電話等により、その旨を職員及び住民に周知する。

- ウ 各課長は、総務課長から動員配備指令を受けたときは、配備すべき職員に対し、動員配

第2節 災害情報の収集・連絡活動

〔全 部〕

地震災害が発生した場合、町及び防災関係機関（調査責任機関）は、直ちに災害時における被害状況調査体制をとり、迅速・的確な被害状況の調査を行う。

具体的な計画については、第2編第2章第3節「災害情報の収集・連絡活動」に準ずる。ただし、長野地方気象台が発表・伝達する地震情報については、次のとおりである。

1 緊急地震速報（警報・予報）

緊急地震速報は、地震の発生直後に震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を推定し、可能な限り素早く知らせる地震動の警報及び予報である。

(1) 緊急地震速報（地震動警報）

最大震度5弱以上の揺れが推定されたときに、強い揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの。

(2) 緊急地震速報（地震動予報）

最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と推定されたときに発表されるもの。

2 震度速報

震度3以上の大きな揺れを伴う地震が発生したことを知らせる情報

地震発生後約1分半で、震度3以上を観測した地域名と観測された震度を発表する。

3 地震情報

地震発生後、新たなデータが入るにしたがって、順次次のような情報を発表する。

地震情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報
震源に関する情報	・震度3以上	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表
震源・震度に関する情報	次のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表

<p>各地の震度に関する情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・震度1以上 	<p>震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表</p> <p>震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表</p>
<p>遠地地震に関する情報</p>	<p>国外で発生した地震について次のいずれかを満たした場合等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 	<p>地震の発生時刻、発生場所（震源）及びその規模（マグニチュード）をおおむね30分以内に発表</p>
<p>その他の情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など 	<p>顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表</p>
<p>推計震度分布図</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・震度5弱以上 	<p>観測した各地の震度データを基に、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表</p>

各 節 の 使 用 方 法		
<p>「第2編 風水害対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「風水害」を「地震」及び「震災」に ● 「風水害に対する安全性」を「耐震性」に 		
節	節 名	風水害対策編参照ページ
第3節	広域相互応援活動	471
第4節	ヘリコプターの活用計画	475
第5節	自衛隊の災害派遣	479
第6節	救助・救急・医療活動	501
第7節	消防活動	503
第8節	水防活動	505
第9節	要配慮者に対する応急活動	507
第10節	観光客及び外国人住民等に対する応急活動	508
第11節	緊急輸送活動	510
第12節	避難の受入れ及び情報提供活動	514
第13節	孤立地域対策活動	537
第14節	食料品等の調達供給活動	539
第15節	飲料水の調達供給活動	542
第16節	生活必需品の調達供給活動	544
第17節	保健衛生、感染症予防活動	546
第18節	遺体の捜索及び対策等の活動	563
第19節	廃棄物の処理活動	565
第20節	社会秩序の維持、物価安定等に関する活動	567
第21節	危険物施設等応急活動	568
第22節	ライフライン施設応急活動	572
第23節	災害広報活動	593
第24節	土砂災害等応急活動	595

第25節 建築物災害応急活動

〔地域整備部・生涯学習部〕

地震により被害が生じた場合、建築物の所有者等は建築物内の利用者の安全を確保するために避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講ずる。

1 公共建築物

- (1) 緊急地震速報を受信した場合は、来所者に対し、慌てずに、身の安全を確保するよう誘導するとともに、職員も周囲の状況に応じて、身の安全を確保する等必要な措置を講ずる。
- (2) 庁舎、社会福祉施設、医療機関、町営住宅、町立小・中学校等については、利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講ずる。
- (3) 被害状況により、応急危険度判定士の派遣要請を行う。

2 一般建築物

- (1) 町は、住宅や宅地が被災した場合、二次災害から住民の安全の確保を図るため、必要に応じて被害状況を調査し、危険度判定を行い、危険防止のための必要な措置を講ずる。
- (2) 災害の規模が大きく、町において人員が不足する場合は、危険度判定士の派遣要請を行うほか、県若しくは近隣市町村に対して支援を求める。
- (3) 必要に応じ、住宅事業者の団体と連携して、応急対策により居住継続が可能な被災住宅や宅地の応急修繕を推進する。

〔建築物の所有者等〕

建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、被害状況を把握し、危険箇所への立入禁止等必要な措置を講ずる。

3 文化財

町教育委員会は、災害が発生した場合の所有者又は管理者が実施すべき対策について万全を期すよう指導し、指定文化財等に被害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県教育委員会に報告する。また、国指定文化財においては、文化庁に報告する。

〔所有者〕

- (1) 見学者の避難誘導を行うとともに、被害状況の調査を行う。
- (2) 文化財の火災による焼失を防ぐための措置を行う。
- (3) 災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項を調査し、町教育委員会へ報告し、被害の状況に応じ、被害の拡大防止のための応急修理の措置を文化庁、県教育委員会、町教育委員会の指導を受けて実施する。

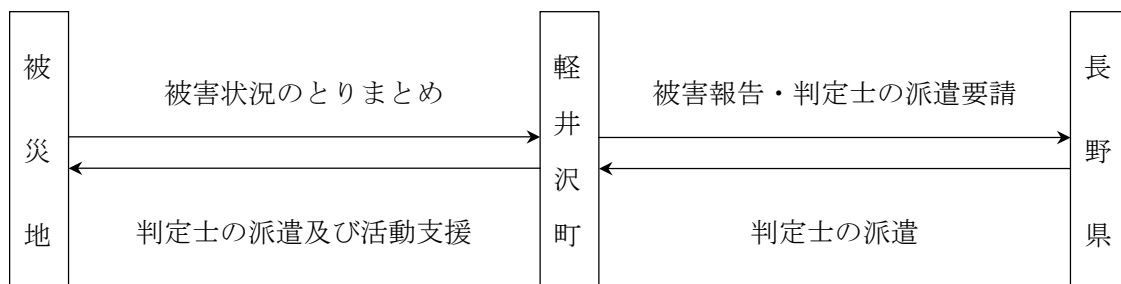
第26節 二次災害防止活動

〔地域整備部・消防部〕

地震発生時に被害を最小限に抑えるため、町は、その後の余震、火災、降水等により発生が予想される二次災害を防止するための活動を実施する。

1 建築物に係る二次災害防止対策

- (1) 被災地において危険度判定士が、安全かつ迅速な判定作業が行えるよう次の事項について実施する。
 - ア 危険度判定士の派遣要請
 - イ 危険度判定を要する建築物や宅地又は地区の選定
 - ウ 町内の被災地域への派遣手段の確保
 - エ 危険度判定士との連絡手段の確保
- (2) 町長は、必要に応じ、倒壊等の危険のある建築物や宅地について立入禁止等の措置をとる。



〔建築物や宅地の所有者等〕

危険度判定士により危険度を判定された建築物や宅地の所有者等は、判定結果に基づき、必要な措置を講ずる。

2 道路及び橋梁等に係る二次災害防止対策

町内の道路及び橋梁の被害について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら、交通規制等適切な措置を講ずるとともに、応急復旧を行う。

〔県〕

- (1) 主要地方道についてパトロール結果及び道路情報モニター等からの情報をもとに、必要に応じて迂回道路の選定を行い、交通規制が必要な箇所は、関係機関と調整を図り、必要な措置をとる。道路及び橋梁に被害が発生した場合は、当該施設管理者へ通報する。
- (2) パトロール等による巡視の結果等をもとに、路上の障害物の除去及び被災道路の応急復旧計画を策定し、建設業協会各支部と結んだ業務協定に基づき、緊急輸送路の機能確保を最優先に応急復旧工事を行う。

3 危険物施設等に係る二次災害防止対策

(1) 危険物関係

ア 避難誘導措置等

関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人、車両の立入りを制限する。

イ 危険物施設の緊急使用停止命令等

町長は、災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、当該区域における危険物施設の管理者等に対し、製造所等の一時停止等を命ずる。

ウ 災害発生時等における連絡

危険物施設において災害が発生し又は発生するおそれがある場合における適切な応急措置を実施するとともに、緊急時の連絡体制を確立する。

エ 危険物施設の管理者等に対する指導

危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、危険物施設の実態に応じた応急対策を実施するよう危険物施設の管理者等に対して指導する。

(2) その他

火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、毒物・劇物保管貯蔵施設等の二次災害防止活動については、佐久広域連合消防本部と協力して、関係機関、住民等に対して指導徹底する。

4 河川施設の二次災害防止対策

- (1) 河川管理施設に二次的な災害の発生が考えられる場合は、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視する。
- (2) その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図る。
- (3) 災害防止のため、応急工事を実施する。
- (4) 災害発生のおそれがある場合は、速やかに適切な避難対策を実施する。
- (5) 必要に応じて、水防活動を実施する。

5 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策

県が行う緊急点検結果の情報に基づき、避難勧告等の必要な措置を講ずる。

各 節 の 使 用 方 法		
「第2編 風水害対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。 <ul style="list-style-type: none"> ● 「風水害」を「地震」及び「震災」に ● 「風水害に対する安全性」を「耐震性」に 		
節	節 名	風水害対策編参照ページ
第27節	ため池災害応急活動	598

第28節 農林産物災害応急活動

〔観光経済部〕

町は、被害状況の早期・的確な把握に努め、農作物等被害の拡大防止のための栽培・管理技術指導の徹底を図るとともに、農作物・森林の病害虫や家畜等の伝染性疾病の発生・まん延防止のための防除、倒壊した立木等による二次災害防止のための除去を行う。

また、被災した農林産物の生産、流通、加工施設等について、速やかな復旧に努める。

1 農産物災害応急対策

- (1) 佐久農業改良普及センター、佐久浅間農業協同組合等関係機関と連携をとり、被害状況の早期・的確な把握を行い、その結果を佐久地域振興局に報告する。
- (2) 農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止に対する技術対策を佐久農業改良普及センター、佐久浅間農業協同組合等関係機関と連携をとり、速やかに農業者に周知徹底する。

〔住 民〕

- (1) 町等が行う被害状況調査や応急復旧対策に協力するとともに、農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止対策を実施する。
- (2) 被災した生産施設、集出荷貯蔵施設等の速やかな復旧を進める。

2 林産物災害応急対策

被災状況を調査し、その結果を佐久地域振興局に速やかに報告するとともに、応急復旧のための技術指導など必要な措置をとる。

第29節 文教活動

[こども教育部]

小学校・中学校及び保育園は、多くの幼児及び児童生徒を受け入れる施設であり、災害発生時においては、学校長及び園長の適切・迅速な指示のもと、児童生徒等の安全及び教育を確保する必要がある。

このため、町は、あらかじめ定められた計画に基づき避難誘導活動に努めるとともに、速やかな応急教育の実施、被災した児童生徒等に対する教科書の供与等の措置を行う。

1 児童生徒等に対する避難誘導

学校長等は、地震発生時、建物、器物などの倒壊、破損、落下による危険を回避し、児童生徒等の心理的動揺を防いで安全を確保するために、あらかじめ定めた計画及び次の事項に留意し、適切な避難誘導措置をとる。

(1) 学校で定める第一次避難場所への避難誘導

ア 被害状況を把握し、適切な緊急避難の指示を与え、児童生徒等を整然と速やかに、校庭など学校で定める第一次避難場所へ誘導する。

イ 全校の児童生徒等の避難状況を正確に把握し、所在不明の児童生徒等がいる場合は、捜索・救出に当たる。

(2) 指定避難所等への避難誘導

ア 学校で定める第一次避難場所が危険になった場合は、町長の指定する指定避難所等、より安全な場所に児童生徒等を誘導する。

イ 指定避難所等に児童生徒等を誘導することとなった場合には、防災行政無線、メール配信サービス、電話等により保護者に周知するとともに、学校等に連絡員を残すか、避難先を掲示しておく。

ウ 指定避難所等に到着次第、速やかに児童生徒等の避難状況を把握し、所在不明の児童生徒等がいる場合は、捜索・救出に当たるとともに、避難状況を県教育委員会、町及び関係機関に報告又は連絡する。

(3) 児童生徒等の帰宅、引渡し、保護

ア 児童生徒等を帰宅させる場合、道路の状況、交通機関の運行状況、火災や崩落などの状況を十分把握した上で、児童生徒等の安全を配慮し、下校の方法を決定する。

イ 災害の状況によっては、教職員が引率して各地区まで集団で下校するか、保護者に直接引き渡すなどの措置をとる。

ウ 災害の状況及び児童生徒等の状況により、帰宅させることが困難な場合は、学校等又は指定避難所等において保護する。

2 応急教育計画

- (1) 県教委の指導及び支援を得て、町教育委員会は災害時における教育活動に万全を期するため、次の事項に留意して、災害発生時の対応、応急教育に関する対策を講ずる。

ア 学校等施設・設備の確保

- (7) 学校等施設・設備に係る被害の状況を調査し、授業実施の具体策を立てて応急措置を実施する。
- (4) 学校等施設・設備の被害の程度が大きく、残存施設・設備で授業実施困難な場合及び指定避難所として施設を提供したため長期間利用できない施設が生じている場合には、仮設校舎の建設や被災を免れた近隣の県立・市町村立学校等の施設、その他公共施設の利用等について県教委に依頼する。

イ 教職員の確保

災害により教職員に不足をきたし、教育活動の継続に支障が生じている学校等がある場合、教職員の確保について県教委と協議する。

ウ 学校給食の確保

学校給食用物資の補給に支障をきたしているときは、県教委と連絡をとり、必要な措置を講ずる。

- (2) 学校長等は、災害が発生した場合、あらかじめ定めた防災計画及び次の事項に留意して、応急教育の円滑な実施を図る。

ア 被害状況の把握

児童正当等、教職員及び施設・設備の被害状況を速やかに把握し、町教委、町及び関係機関へ報告又は連絡する。

イ 教職員の確保

災害の推移を把握するとともに教職員を掌握し、できるだけ早期に平常の教育に復するよう努め、教職員に不足を生じた場合は町教委と連絡をとり、その確保に努める。

ウ 教育活動

- (7) 災害の状況に応じ、町教委と連絡の上、臨時休校等適切な措置を講ずる。この場合、できるだけ早く平常授業に戻すよう努め、その時期については早急に保護者に連絡する。
- (4) 被災した児童生徒等を学校等に受け入れることが可能な場合は、受け入れて応急の教育を行う。
- (7) 指定避難所等に避難している児童生徒等については、地域ごとに教職員の分担を定め、実情の把握に努め、指導に当たる。
- (5) 授業の再開時には、町及びその他関係者と緊密な連絡のもとに登下校の安全確保に努めるとともに、健康・安全指導及び生徒指導に留意する。

エ 児童生徒等の健康管理

- (7) 必要に応じ、建物内外の清掃、飲料水の浄化、感染症の予防措置等保健衛生に関する措置を講ずる。

(4) 授業再開時には、必要に応じ、教職員を含めた臨時の健康診断及び健康相談を実施するよう努める。

オ 教育施設・設備の確保

- (7) 学校等施設の点検、安全確認を行い、危険箇所への立入禁止等の措置を行う。
- (4) 施設・設備に災害を受けた場合は、授業継続に利用できる残存教育施設・設備について調査し、校舎内外の整備復旧に努める。
- (9) 残存施設・設備のみで授業を実施することが困難な場合及び避難所として施設を提供したため、長期間利用できない施設が生じている場合には、仮設校舎の建設や被災を免れた近隣の県立・市町村立学校等の施設、その他公共施設の利用を図り、授業の実施に努める。

カ 学校給食の確保

学校給食用物資の補給に支障をきたしているときは、町教委と連絡をとり、必要な措置を講ずる。

また、災害の状況に応じ、学校給食用施設・設備の提供など被災者対策に可能な限り協力する。

3 教科書の供与等

(1) 教科書の供与

所管する学校における教科書の必要数量を把握し、調達及び配分を行う。町における調達が困難なときは、教育事務所を經由して県教委に調達の斡旋を依頼する。

(2) 就学援助

町教育委員会は、被災した児童生徒等のうち就学困難な状態の者に対して、就学援助の方法を定め、その実施に努める。

各 節 の 使 用 方 法		
「第2編 風水害対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。		
<ul style="list-style-type: none"> ● 「風水害」を「地震」及び「震災」に ● 「風水害に対する安全性」を「耐震性」に 		
節	節 名	風水害対策編参照ページ
第30節	飼養動物の保護対策	624
第31節	ボランティアの受入れ体制	625
第32節	義援物資及び義援金の受入れ体制	626
第33節	災害救助法の適用	627

第**3**章

災害復旧・復興計画

各 節 の 使 用 方 法		
<p>「第2編 風水害対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「風水害」を「地震」及び「震災」に ● 「風水害に対する安全性」を「耐震性」に 		
節	節 名	風水害対策編参照ページ
第1節	復旧・復興の基本方針の決定	801
第2節	迅速な原状復旧の進め方	802
第3節	計画的な復興	804
第4節	資金計画	806
第5節	被災者等の生活再建等の支援	807
第6節	被災中小企業等の復興	811